



# 防災トピックス

## 災害時に役立つこと間違いなしの情報をご紹介

### 火災・救急などのお問い合わせは？

- 火災のお問い合わせは（テレホンサービス）  
.....通信指令課 ☎ 050-1809-1911
- 救急医療機関のお問い合わせは（テレホンサービス）  
.....通信指令課 ☎ 050-1809-1910
- 災害時の避難についての事前のお問い合わせは  
.....危機管理課 ☎ 089-948-6794
- 災害対策（警戒）本部設置時のお問い合わせは  
.....災害対策本部 ☎ 089-987-7000
- 防災行政無線で放送した内容の確認は（テレホンサービス）  
.....危機管理課  
☎ 089-986-7755（松山・北条）  
☎ 089-997-1193（中島）

### まつやま防災メールについて

#### まつやま防災メール(市民向け災害情報メールサービス)

「まつやま防災メール」は、災害・気象情報の発表や大規模な地震発生時などに、皆さんがお持ちのパソコンやスマートフォンへお知らせするメールサービスです。

#### ● 配信内容

①避難情報②気象警報③防災情報④火災情報⑤地震情報⑥消防防災関係広報から選択できます。

#### ● 登録方法

登録用アドレスを入力するか、QRコードを読み込んで、空メールを送信してください。

(登録用アドレス)

**regist.matsuyama@mail.e-bousai.net**



二次元コード

#### ❓ 危機管理課 危機管理担当

☎ 089-948-6794 FAX 089-934-1813

### 住宅用火災警報器について

平成23年6月からすべての住宅※1に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

設置場所は、すべての寝室と、2階以上の階に寝室がある場合は、階段部分への設置も必要です。

設置が必要な住宅用火災警報器のタイプは、煙を感知する「煙感知式」となっており、取り付ける場所は、寝室、階段などの壁または天井部分です。また、設置されている家庭も火災のときにきちんと作動するよう、お手入れや点検を定期的に行いましょう。住宅用火災警報器

にある「ボタンを押す」あるいは「引きひもをひく」ことで、警報音がきちんと鳴るかどうか確認できます。

※1 マンションなどで自動火災報知設備やスプリンクラー設備等を設置している場合は、住宅用火災警報器の設置は免除されます。



設置の具体例



#### 予防課 火災調査担当

☎ 089-926-9247 FAX 089-926-9163

## 災害に備えて

「災害は忘れたころにやってくる」といわれますが、日ごろから災害への備えを万全にし、いざというときに慌てず、適切な行動が取れるようにしておくことが何よりも大切です。

市では災害発生時に、災害対策本部を設置し、防災行政無線や広報車などによって注意を呼びかけます。その他、テレビやラジオで正しい情報を取得するように心がけてください。

### 災害対策(警戒)本部設置時の被害通報や災害に関する問い合わせは

地震・大雨・台風などによる災害の恐れがあるときや災害発生時に設置されます

▶ ☎ **089-987-7000**

①被害の調査依頼・報告 ②避難場所・危険箇所などの問い合わせ  
③災害復旧の支援に関する問い合わせ

### 緊急地震速報について

全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用し、緊急地震速報などの情報を提供しています。

緊急地震速報は、気象庁が大きな揺れの前に震度や震源などを予測して情報を発表するもので、「震度5弱以上」の揺れが市内で予測された場合には、防災行政無線や携帯電話の緊急速報メール(エリアメール)などで地震の発生をお知らせします。

緊急地震速報を見聞きしたときの行動は、周囲の状況に応じて「あわてずに、まず身の安全を確保する」ことが大切です。



#### 危機管理課 危機管理担当

☎ 089-948-6794 FAX 089-934-1813



## 松山市マイ・タイムライン 防災アプリについて

「松山市マイ・タイムライン防災アプリ」は、スマートフォンで簡単に家族の防災行動計画（マイ・タイムライン）を作成でき、気象や避難に関する情報などもプッシュ通知で受け取ることができる機能を備えています。

【アプリのダウンロード】



iOS



Android



市民防災安全課 市民防災担当

☎ 089-948-6795 FAX 089-934-3157

## 「緊急速報メール（エリアメール）」 （災害・避難情報）について

災害が発生したり、避難する必要がある場合、携帯電話会社が提供するサービス「緊急速報メール（エリアメール）」を利用して、災害・避難情報を特定エリア内の携帯電話に一齐配信します。緊急速報メール（エリアメール）は、通勤・通学や観光旅行等で一時的に松山市内を訪れている方々にも配信されます。



危機管理課 危機管理担当

☎ 089-948-6794 FAX 089-934-1813

## 台風に備えて

下記の事項を中心に点検をしましょう。

- 板塀にぐらつきや腐りはないか
- プロパンガスボンベは固定されているか
- 商店などでは看板のぐらつきはないか
- ベランダなどの鉢植えに注意
- テレビアンテナの設置状態は
- 家の周りを調べ、飛ばされそうなものはすべて室内

### 市内の指定避難所一覧表

電話番号の市外局番はすべて089です。

#### 保育園

|     |        |            |
|-----|--------|------------|
| 松山  | 中村三丁目  | ☎ 931-1468 |
| 堀江  | 堀江町    | ☎ 978-0356 |
| 道後  | 道後姫塚   | ☎ 931-4379 |
| 桑原  | 桑原四丁目  | ☎ 931-0828 |
| 高浜  | 高浜町六丁目 | ☎ 951-0965 |
| 余土  | 余土東四丁目 | ☎ 972-0801 |
| 小百合 | 溝辺町    | ☎ 977-0228 |
| 伊台  | 下伊台町   | ☎ 977-0335 |
| 久米  | 鷹子町    | ☎ 975-0201 |
| 味生  | 北斎院町   | ☎ 951-2016 |
| 朝美  | 美沢二丁目  | ☎ 925-1467 |
| 東雲  | 東雲町    | ☎ 931-1439 |
| 生石  | 高岡町    | ☎ 972-0803 |
| 浮穴  | 南高井町   | ☎ 976-2202 |
| 平井  | 平井町    | ☎ 975-0126 |
| 石井  | 西石井六丁目 | ☎ 956-0849 |
| 八雲  | 此花町    | ☎ 941-9771 |
| つばき | 古川北二丁目 | ☎ 956-7670 |
| 山越  | 山越一丁目  | ☎ 925-9547 |

#### 中須賀

浅海  
国津  
粟井  
元怒和（休園中）  
津和地（休園中）

#### 中須賀一丁目

浅海本谷  
八反地  
鹿峰  
元怒和  
津和地

☎ 952-9655  
☎ 995-0032  
☎ 993-0807  
☎ 994-0193  
☎ 999-0001  
☎ 990-2028

#### 認定こども園

ものはな  
中島

由良町  
中島大浦

☎ 961-2332  
☎ 997-0101

#### 幼稚園

三津浜  
五明  
石井  
荏原  
坂本

神田町  
菅沢町  
西石井六丁目  
東方町  
久谷町

☎ 951-0831  
☎ 977-1630  
☎ 956-0089  
☎ 963-1103  
☎ 963-1154

に取り込むか、固定するなどの飛散防止対策を

## 地震に備えて

- タンスや食器棚、本棚、冷蔵庫などの大型の家具類には、L型金具などで転倒・移動防止対策を
- 食器棚やサイドボード、窓などのガラスには、飛散防止フィルムを張るなど、飛散防止対策を
- 幼児やお年寄り、傷病者などの部屋には、大型の家具類は置かないように
- テレビや水槽などを、タンスの上などの高い場所に置かないように
- つり下げ式照明器具は、できれば天井への固定式に
- カーテンやじゅうたんなどは、なるべく防災製品の使用を
- ブロック塀にひび割れや破損箇所はないか

## 大雨・集中豪雨に備えて

集中豪雨は予測できないことが多いので、大雨情報を聞いたら早めの準備が必要です。特に雨に弱い土地では、事前に土のう等の準備や避難体制を整えておき、いつでも安全に避難ができるようにしましょう。

- ラジオやテレビなどの気象情報には注意しましょう
- 停電に備えて、懐中電灯や携帯ラジオの用意をしておきましょう
- 非常持出品を準備しておきましょう

## あなたの避難所は

市では、あなたの周囲で大災害が起きたとき、小中学校など安全が確保される所を避難所として指定しています。特に地震のときの避難所については、指定場所のうち耐震耐火施設を利用するとともに、公園や緑地の空き地も併せて利用することになっています。日ごろから避難所の位置や避難路を確かめておきましょう。



お問い合わせ



対象

防災・安全



災害に備えて



手続き・受付時間、  
定休日など



料金・  
支給金など



利用時間



休館・休園

次項へ➡



## 小学校

|                |        |            |
|----------------|--------|------------|
| 番町             | 二番町四丁目 | ☎ 941-1446 |
| 味酒             | 宮西二丁目  | ☎ 925-1447 |
| 八坂             | 湯渡町    | ☎ 941-1448 |
| 東雲             | 文京町    | ☎ 924-6987 |
| 新玉             | 千舟町八丁目 | ☎ 941-1449 |
| 清水             | 清水町三丁目 | ☎ 925-0205 |
| 雄郡             | 土橋町    | ☎ 931-3197 |
| 素鷲             | 小坂一丁目  | ☎ 931-8796 |
| 堀江             | 福角町    | ☎ 978-0015 |
| 潮見             | 吉藤四丁目  | ☎ 978-0543 |
| 久枝             | 安城寺町   | ☎ 925-4437 |
| 和気             | 太山寺町   | ☎ 978-0057 |
| 三津浜            | 梅田町    | ☎ 951-0804 |
| 宮前             | 祓川一丁目  | ☎ 951-0253 |
| 高浜             | 梅津寺町   | ☎ 951-0321 |
| 味生             | 別府町    | ☎ 951-0529 |
| 桑原             | 桑原三丁目  | ☎ 945-5051 |
| 生石             | 高岡町    | ☎ 972-1219 |
| 垣生             | 西垣生町   | ☎ 972-1239 |
| 道後             | 石手四丁目  | ☎ 941-0228 |
| 湯築             | 道後北代   | ☎ 925-5588 |
| 興居島            | 泊町     | ☎ 961-2010 |
| 興居島(島嶼分校)(休校中) | 泊町     | ☎ 961-2461 |
| 余土             | 余戸東一丁目 | ☎ 972-0322 |
| 湯山             | 食場町    | ☎ 977-0001 |
| 日浦             | 河中町    | ☎ 977-2798 |
| 伊台             | 下伊台町   | ☎ 977-0201 |
| 五明             | 菅沢町    | ☎ 977-2353 |
| 久米             | 鷹子町    | ☎ 975-0601 |
| 浮穴             | 森松町    | ☎ 976-0143 |
| 小野             | 平井町    | ☎ 975-0989 |
| 石井             | 東石井六丁目 | ☎ 956-1658 |
| 荏原             | 東方町    | ☎ 963-1003 |
| 坂本             | 久谷町    | ☎ 963-1054 |
| たちばな           | 針田町    | ☎ 971-8410 |
| 椿              | 和泉南六丁目 | ☎ 957-1430 |
| 石井東            | 越智一丁目  | ☎ 957-7545 |
| 北久米            | 福音寺町   | ☎ 976-8431 |
| 味生第二           | 別府町    | ☎ 952-4561 |
| 石井北            | 和泉南一丁目 | ☎ 957-6300 |
| さくら            | 余戸中四丁目 | ☎ 973-6686 |
| みどり            | 西長戸町   | ☎ 926-0456 |
| 福音             | 福音寺町   | ☎ 970-1151 |
| 双葉             | 土居田町   | ☎ 921-1171 |
| 窪田             | 久米窪田町  | ☎ 970-1533 |
| 姫山             | 山越三丁目  | ☎ 927-0211 |
| 浅海             | 浅海本谷   | ☎ 995-0343 |
| 難波             | 中通     | ☎ 993-0049 |
| 立岩             | 猿川原    | ☎ 996-0221 |
| 正岡             | 八反地    | ☎ 993-0043 |
| 北条             | 北条辻    | ☎ 993-0066 |
| 河野             | 宮内     | ☎ 993-0160 |
| 栗井             | 常竹     | ☎ 994-1006 |
| 中島             | 長師     | ☎ 997-0092 |
| 睦月(休校中)        | 睦月     | ☎ 998-0070 |
| 野忽那(休校中)       | 野忽那    | ☎ 998-0330 |
| 怒和(休校中)        | 元怒和    | ☎ 999-0234 |
| 津和地(休校中)       | 津和地    | ☎ 999-0757 |
| 二神(休校中)        | 二神     | ☎ 999-0131 |
| 愛媛大学教育学部附属     | 持田町一丁目 | ☎ 913-7861 |

## 中学校

|     |        |            |
|-----|--------|------------|
| 拓南  | 枝松五丁目  | ☎ 931-8518 |
| 雄新  | 土居田町   | ☎ 931-8261 |
| 勝山  | 清水町三丁目 | ☎ 925-4005 |
| 東   | 文京町    | ☎ 924-8588 |
| 道後  | 上市一丁目  | ☎ 921-4207 |
| 鴨川  | 鴨川二丁目  | ☎ 924-9041 |
| 内宮  | 内宮町    | ☎ 978-0046 |
| 三津浜 | 若葉町    | ☎ 951-0531 |
| 高浜  | 梅津寺町   | ☎ 951-0475 |
| 津田  | 北斎院町   | ☎ 972-0019 |
| 垣生  | 西垣生町   | ☎ 972-1226 |
| 興居島 | 泊町     | ☎ 961-2010 |
| 余土  | 保免西四丁目 | ☎ 972-0010 |
| 湯山  | 溝辺町    | ☎ 977-0402 |
| 日浦  | 河中町    | ☎ 977-5822 |
| 旭   | 下伊台町   | ☎ 977-4362 |
| 久米  | 来住町    | ☎ 975-0501 |
| 小野  | 平井町    | ☎ 975-0988 |

|            |        |            |
|------------|--------|------------|
| 久谷         | 浄瑠璃町   | ☎ 963-1025 |
| 南          | 東石井七丁目 | ☎ 956-1373 |
| 西          | 高岡町    | ☎ 971-6226 |
| 南第二        | 森松町    | ☎ 957-5633 |
| 桑原         | 畑寺町    | ☎ 943-5152 |
| 椿          | 市坪南一丁目 | ☎ 957-8650 |
| 城西         | 竹原三丁目  | ☎ 932-5008 |
| 北          | 太山寺町   | ☎ 978-3321 |
| 北条北        | 北条辻    | ☎ 993-0038 |
| 北条南        | 河野別府   | ☎ 994-0230 |
| 中島         | 長師     | ☎ 997-0204 |
| 愛媛大学教育学部附属 | 持田町一丁目 | ☎ 913-7840 |

## 高等学校(体育館)

|             |         |            |
|-------------|---------|------------|
| 松山東高等学校     | 持田町二丁目  | ☎ 943-0187 |
| 松山南高等学校     | 末広町     | ☎ 941-5431 |
| 松山北高等学校     | 文京町     | ☎ 925-2161 |
| 松山中央高等学校    | 井門町     | ☎ 957-1022 |
| 松山商業高等学校    | 旭町      | ☎ 941-3751 |
| 松山工業高等学校    | 真砂町     | ☎ 931-8195 |
| 新田学園        | 山西町     | ☎ 951-0188 |
| 松山聖陵高等学校    | 久万ノ台    | ☎ 924-8783 |
| 松山学院高等学校    | 北久米町    | ☎ 976-4343 |
| 済美高等学校      | 湊町七丁目   | ☎ 943-4185 |
| 聖カトリナ学園高等学校 | 永代町     | ☎ 933-4353 |
| // 永代町体育館   | 藤原町     | ☎ 933-3291 |
| // 藤原町体育館   | 朝生田町四丁目 | ☎ 933-3291 |
| // 朝生田体育館   | 大街道三丁目  | ☎ 941-4136 |
| 松山東雲中学・高等学校 | 樽味三丁目   | ☎ 946-9911 |
| 愛媛大学附属高等学校  | 衣山五丁目   | ☎ 922-8980 |
| 愛光学園        | 中島大浦    | ☎ 997-0031 |
| 松山北高等学校中島分校 | 北条辻     | ☎ 993-0333 |
| 北条高等学校      |         |            |

## 中等教育学校(体育館)

|      |        |            |
|------|--------|------------|
| 松山西  | 久万ノ台   | ☎ 922-8931 |
| 済美平成 | 空港通五丁目 | ☎ 965-1551 |

## 大学(体育館)

|               |       |            |
|---------------|-------|------------|
| 愛媛大学          | 文京町   | ☎ 927-9000 |
| 松山大学          | 文京町   | ☎ 925-7111 |
| 松山大学 御幸キャンパス  | 御幸一丁目 | ☎ 926-7271 |
| 松山東雲女子大学・短期大学 | 桑原三丁目 | ☎ 931-6211 |
| 聖カトリナ大学       | 北条    | ☎ 993-0702 |

## ろう学校・盲学校(体育館)

|       |      |            |
|-------|------|------------|
| 松山盲学校 | 久万ノ台 | ☎ 922-3655 |
| 松山聾学校 | 馬木町  | ☎ 979-2211 |

## 公民館

|         |        |            |
|---------|--------|------------|
| 湯山公民館   | 末町     | ☎ 977-2763 |
| 日浦公民館   | 河中町    | ☎ 977-5807 |
| 五明公民館   | 菅沢町    | ☎ 977-6152 |
| 久米公民館   | 鷹子町    | ☎ 976-8438 |
| 小野公民館   | 北梅本町   | ☎ 975-8511 |
| 石井公民館   | 居相一丁目  | ☎ 957-4120 |
| 浮穴公民館   | 森松町    | ☎ 957-1843 |
| 荏原公民館   | 東方町    | ☎ 963-0993 |
| 坂本公民館   | 久谷町    | ☎ 963-0994 |
| 八坂公民館   | 三番町一丁目 | ☎ 921-2231 |
| 素鷲公民館   | 中村三丁目  | ☎ 931-2745 |
| 道後公民館   | 道後町一丁目 | ☎ 921-0430 |
| 東雲公民館   | 勝山町二丁目 | ☎ 941-6630 |
| 番町公民館   | 二番町四丁目 | ☎ 945-0957 |
| 桑原公民館   | 桑原二丁目  | ☎ 945-9796 |
| 中央新玉公民館 | 千舟町八丁目 | ☎ 931-5294 |
| 雄郡公民館   | 小栗三丁目  | ☎ 931-6571 |
| 清水公民館   | 清水町三丁目 | ☎ 924-7075 |
| 味酒公民館   | 松前町五丁目 | ☎ 924-9053 |
| 生石公民館   | 高岡町    | ☎ 971-2975 |
| 余土公民館   | 余戸東四丁目 | ☎ 971-6752 |
| 垣生公民館   | 西垣生町   | ☎ 971-0267 |
| 味生公民館   | 別府町    | ☎ 952-5406 |
| 三津浜公民館  | 三津三丁目  | ☎ 951-0446 |
| 宮前公民館   | 古三津一丁目 | ☎ 952-1068 |
| 高浜公民館   | 梅津寺町   | ☎ 952-5235 |
| 泊公民館    | 泊町     | ☎ 961-2933 |
| 由良公民館   | 由良町    | ☎ 961-2932 |

和気公民館  
潮見公民館  
堀江公民館  
久枝公民館  
伊台公民館  
北条公民館  
(北条コミュニティセンター)  
浅海公民館  
立岩公民館  
河野公民館  
栗井公民館  
(農村環境改善センター)  
難波公民館  
(地域活性化センター)  
正岡公民館  
中島公民館  
(総合文化センター)

太山寺町  
吉藤四丁目  
堀江町  
西長戸町  
下伊台町  
北条辻  
浅海原  
河野別府  
久保  
中通  
八反地  
中島大浦

☎ 978-3805  
☎ 924-8643  
☎ 979-3596  
☎ 924-8628  
☎ 977-0136  
☎ 993-1114  
☎ 995-0812  
☎ 996-0811  
☎ 993-0042  
☎ 994-0039  
☎ 993-0499  
☎ 993-0459  
☎ 997-1181

浅海公民館真沖分館  
浅海公民館小竹分館  
浅海公民館浅海原分館  
浅海公民館味栗分館  
立岩公民館才之原分館  
立岩公民館猿川下分館  
立岩公民館湯裾分館  
立岩公民館大遊寺分館  
立岩公民館立岩中村分館  
立岩公民館米之野分館  
立岩公民館庄府分館  
立岩公民館儀式分館  
立岩公民館坊田分館  
立岩公民館小山田上分館  
立岩公民館小山田中分館  
立岩公民館小山田下分館  
立岩公民館猿川原分館  
難波公民館庄分館  
難波公民館上難波分館  
難波公民館下難波石風呂分館  
難波公民館大浦分館  
正岡公民館高田分館  
正岡公民館院内分館  
北条公民館上辻区分館  
北条公民館浜町区分館  
北条公民館安居島区分館  
北条公民館土手内区分館  
河野公民館河野別府分館  
河野公民館府中分館  
河野公民館柳原分館  
河野公民館宮内分館  
河野公民館善応寺分館  
河野公民館河野高山分館  
河野公民館佐古分館  
河野公民館片山分館  
河野公民館中須賀分館  
河野公民館夏目分館  
栗井公民館小川分館  
栗井公民館磯河内分館  
栗井公民館和田分館  
栗井公民館栗井河原分館  
栗井公民館鹿峰分館  
栗井公民館本谷分館  
栗井公民館常竹分館  
栗井公民館西谷分館  
栗井公民館客分館  
栗井公民館藪分館  
栗井公民館小川谷分館  
京ヶ森集会所  
猪木集会所  
中通第二集会所  
中通集会所  
棕之原集会所  
小山集会所  
新開集会所  
久保集会所

浅海本谷甲354-11  
浅海本谷甲232-2  
浅海原甲538-1  
浅海原甲1112-1  
才之原甲737-1  
猿川甲371-2  
猿川甲722-2  
猿川甲924-1  
立岩中村甲277-1  
立岩米之野甲187  
庄府甲282-1  
儀式甲136-4  
小山田甲203-1  
小山田甲344-3  
小山田甲571-3  
小山田甲661-1  
猿川原甲251  
庄甲228-1  
上難波甲731-1  
下難波甲1263-2  
大浦416-1  
高田甲357-2  
院内甲275-2  
北条辻332  
北条1181  
安居島甲268  
土手内148-1・148-2  
河野別府467  
府中336  
柳原144-1  
宮内甲59-4  
善応寺71-1  
河野高山甲207-1  
佐古甲173-1  
片山甲163-3  
河野中須賀286-1  
夏目甲420-1  
小川甲669-1  
磯河内甲372-4  
和田甲234-1  
栗井河原245-3  
鹿峰197-2  
本谷甲343・344  
常竹甲123-1  
西谷甲381  
客甲344-1  
藪甲407-4  
小川谷甲74  
浅海原甲1-5  
猪木甲341-1  
中通甲308  
中通甲638  
八反地甲654  
中西外271-1  
北条辻805-7  
久保167

☎ 996-0812

☎ 992-0076

☎ 993-3863

☎ 993-3865

☎ 994-2872

☎ 994-2371

☎ 994-0677

#### 公民館分館・隣保館

中島公民館大浦分館  
中島公民館宮野分館  
中島公民館吉木分館  
中島公民館饒分館  
中島公民館栗井分館  
中島公民館睦月分館  
中島公民館野忽那分館  
中島公民館上怒和分館  
中島公民館元怒和分館  
中島公民館小浜集会所  
北条ふれあいセンター  
中島ふれあいセンター  
清水公民館桜ヶ丘団地分館  
清水ふれあいセンター  
道後公民館祝谷分館  
道後公民館祝谷東町分館  
生石公民館北吉田分館  
生石公民館高岡分館  
高浜公民館新浜分館  
高浜公民館高浜1丁目分館  
久枝公民館船ヶ谷分館  
潮見公民館平田分館  
潮見公民館吉藤分館  
潮見公民館谷分館  
和気公民館勝岡分館  
和気公民館太山寺分館  
和気公民館朝夕分館  
堀江公民館東大栗分館  
堀江公民館大西二分館  
余土公民館保免中分館  
余土公民館余戸中分館  
余土公民館市坪分館  
由良公民館門田分館  
泊公民館船越分館  
久米公民館鷹子分館  
湯山公民館宿野分館  
湯山公民館倉敷分館  
溝辺ふれあいセンター  
日浦公民館藤野分館  
伊台公民館伊台ハイツ分館  
伊台公民館本村分館  
五明公民館菅沢分館  
小野公民館小野谷分館  
小野公民館太尺寺分館  
小野公民館駄場分館  
浮穴公民館井門分館  
浮穴公民館南高井分館  
浮穴公民館森松分館  
朝生田ふれあいセンター  
石井公民館古川分館  
石井公民館一の宮団地分館  
石井公民館越智分館  
石井公民館北土居分館  
古川ふれあいセンター  
荏原公民館津吉分館  
荏原公民館中野分館  
荏原公民館大橋分館  
坂本公民館出口分館  
坂本公民館久谷中組分館  
坂本公民館奥久谷分館  
坂本公民館桜分館  
坂本公民館窪野北谷分館  
浅海公民館秋原分館

中島大浦  
宮野  
吉木  
饒  
中島栗井  
睦月  
野忽那  
上怒和  
元怒和  
小浜甲558  
中西外  
小浜  
御幸1-545-3  
清水町1-9-9  
祝谷5-7-15  
祝谷東町乙742-34  
北吉田町1237-2  
高岡町566  
新浜町14-28  
高浜1-1398-3  
船ヶ谷町237-1  
平田町272-4  
吉藤5-19-20  
谷町甲260-3  
勝岡町112  
太山寺町1593-2  
和気町2-925-2  
東大栗町780-1  
堀江町甲863-5  
保免中2-1-17  
余戸中2-8-22  
市坪北1-3-13  
門田町地先  
泊町1368  
鷹子町632  
宿野町甲205  
溝辺町甲286-4  
溝辺町565-2  
藤野町甲225-1  
下伊台町1278  
上伊台町215-1  
菅沢町甲267-1  
小野町甲79  
北梅本町6  
北梅本町2631  
井門町768  
南高井町1318  
森松町645-1  
朝生田町6-3-32  
古川南1-20-13  
古川南3-10-15  
越智2-3-25  
北土居1-4-21  
古川南1-20-18  
津吉町696  
中野町甲323  
大橋町56  
久谷町甲215  
久谷町812  
久谷町甲1780  
窪野町2119  
窪野町1099  
秋原甲287-3

☎ 997-0011  
☎ 997-0016  
☎ 997-0707  
☎ 997-0436  
☎ 997-0021  
☎ 998-0211  
☎ 998-0757  
☎ 999-0228  
☎ 999-0969

☎ 993-2036  
☎ 997-2511

☎ 924-7238

☎ 952-4993

☎ 970-0300

☎ 977-5312

☎ 943-4930

☎ 956-6888  
☎ 905-2466

#### その他

庄農家高齢者創作館  
北条市民会館  
北条体育館  
北条ふるさと館  
長師農村開発研修センター  
神浦地域総合施設  
宇和間農林漁業体験実習館  
熊田地域総合施設  
畑里高齢者健康増進実習館  
津和地多目的集会施設  
中島B&G海洋センター  
城山小学校跡  
愛媛慈恵会地域交流ホーム  
木の実幼稚園  
由良小学校跡  
泊小学校跡  
地域交流センター  
畑寺福祉センター  
まつやまRe・再来館  
愛媛県研究所  
四国電設株式会社松山営業所  
二神海の家の恵みの里

庄甲228-1  
北条辻  
北条辻  
河野別府  
長師  
神浦  
宇和間  
熊田  
畑里  
津和地  
小浜  
中島栗井  
東本二丁目  
西垣生町  
由良町  
泊町  
三津三丁目  
畑寺四丁目  
空港通一丁目  
東野四丁目  
堀江町  
二神

☎ 993-4526  
☎ 992-1322  
☎ 993-3266  
☎ 997-0079  
☎ 997-0014  
☎ 999-0595  
☎ 997-0787  
☎ 997-0022  
☎ 999-0819  
☎ 997-2211  
☎ 997-0288  
☎ 921-1035  
☎ 973-1256

☎ 951-1157  
☎ 905-9614  
☎ 968-7153  
☎ 977-2122



防災・安全



災害に備えて



手続き・受付時間、  
定休日など



令和7年4月1日現在



## 準備は万全ですか？

### 1週間分の家庭内備蓄をしましょう

災害が発生したら、水道、電気、ガスなどのライフラインが寸断されるおそれがあります。もしもの事態に備えて、普段から各家庭で1週間分程度の食料や飲料水のほか、必要なものを備蓄しておきましょう。

最近では、防災用品を取り扱うスーパーやホームセンターなども増えていて、多様な非常食を手軽に入手することができます。たとえば、発熱材がついて水がなくても温かい状態で食べられるレトルト食品のほか、お菓子や缶詰など、保存性はもちろん、おいしい非常食がたくさん販売されています。なお、普段から食べているカップめんやレトルト食品など、比較的日持ちする食料を余分に買い置きすることで、災害時には非常食として活用できます。備蓄した食料は、賞味期限が切れる前に定期的に消費して、食べたら買い足し、一定量を備蓄するローリングストックを実践しましょう。

その他、以下の持ち出し品や備蓄品を備えておくと、災害時に役立ちます。

#### ● 非常持出品（すぐに持ち出せるように）

- 衣類、運動靴、軍手、ヘルメット
- 充電器、ライト、予備の電池
- マスク、消毒液、非常用トイレ、薬など

#### ● 家庭内備蓄品（家庭に合わせて用意）

- 高齢者／常備薬、お薬手帳、携帯杖など
- 乳幼児／粉・液体ミルク、おむつ、離乳食など
- その他／眼鏡・コンタクト、アレルギー対応用品、生理用品など

## 災害にあつたら

### 浸水世帯し尿緊急くみ取り料金の一部助成は？

河川の決壊による氾濫、高潮、豪雨などにより、くみ取りトイレの便槽が衛生上放置できない状態となり、緊急にくみ取りを要する市内の一般世帯は、くみ取る前に連絡してください。くみ取り料金の一部を助成します。（浄化槽は不可）



**環境指導課 し尿担当** 本館 4F

☎ 089-948-6439 FAX 089-934-1812

### 火災などのお見舞いは？

自然災害や火災などにより住家に被害を受けた世帯に対して、「見舞金」を支給します。

見舞金は、被害の程度により次のとおりです。

#### ①住家の全壊・全焼、全損の場合

…… 1世帯につき10万円

#### ②住家の大規模半壊・中規模半壊・半焼、半損の場合

…… 1世帯につき5万円

#### ③住家の半壊の場合

…… 1世帯につき2万円

#### ④死亡の場合

…… 1人につき10万円



**市民生活課 援護事業担当** 本館 1F

☎ 089-948-6814 FAX 089-934-1768

## 火災などの証明は？

- **り災証明書**（火災・風水害・地震等の災害により被害を受けた方が各種手続きをする際に必要となる場合があります。）
- **救急搬送証明書**（交通事故やけがにより救急車を利用した人で、搬送の証明が必要なとき）

| 証明書の種類  | 請求場所                                                    |
|---------|---------------------------------------------------------|
| り災証明書   | 〈火災の場合〉<br>予防課・消防署（支署・出張所含む）<br>〈風水害や地震等の場合〉<br>危機管理課ほか |
| 救急搬送証明書 | 救急課・消防署（支署・出張所含む）                                       |

※なお、各証明書は、松山市役所中島支所でも請求できます。

#### 予防課

☎ 089-926-9247 FAX 089-926-9163



#### 危機管理課

☎ 089-948-6793 FAX 089-934-1813

#### 救急課

☎ 089-926-9227 FAX 089-926-9187

## 地域の防災

### 自主防災組織

自主防災組織とは、地域に住む住民が平常時からお互いに協力し合い「自分たちのまちは自分たちで守る」ということを目的に結成される防災組織をいいます。地震や洪水など、大規模な災害が発生すると、救援要請の増加や交通事情の悪化などによって、防災関係機関が災害現場に到着するまでにかなりの時間を要する場合もあります。

積極的に自主防災組織活動に参加し、災害に強いまちづくりを進め、「地域防災力」を向上させましょう。



**市民防災安全課 市民防災担当**

☎ 089-948-6795 FAX 089-934-3157

## あなたの属する自主防災組織はどこか、知っていますか？

松山市は、防災のための地域ごとの組織として「自主防災組織」が設けられています。もしもの時には、この組織ごとでの対応となります。あらかじめ、自分たちや

大切な人たちがどこの組織に属しているのかを知っておく必要があります。



市民防災安全課 市民防災担当

☎ 089-948-6795 FAX 089-934-3157



お問い合わせ



対象

防災・安全



地域の防犯

### 自主防災組織 ～地区別結成状況～

加入世帯数：244,622世帯（令和7年4月1日現在の住民基本台帳登録者数による）

地区数：41地区 組織数：740組織 結成率：100%

| 地区名 | 組織数 | 地区名   | 組織数 | 地区名             | 組織数 | 地区名   | 組織数 |
|-----|-----|-------|-----|-----------------|-----|-------|-----|
| 浅 海 | 3   | 河 野   | 14  | 中 島             | 17  | 三 津 浜 | 29  |
| 新 玉 | 4   | 興 居 島 | 9   | 難 波             | 6   | 味 生   | 33  |
| 栗 井 | 21  | 五 明   | 5   | 垣 生             | 35  | 宮 前   | 30  |
| 生 石 | 16  | 坂 本   | 9   | 番 町             | 33  | 八 坂   | 25  |
| 石 井 | 19  | 潮 見   | 20  | 日 浦<br>(九川地区含む) | 11  | 雄 郡   | 41  |
| 伊 台 | 12  | 東 雲   | 30  | 久 枝             | 15  | 湯 築   | 1   |
| 浮 穴 | 5   | 清 水   | 36  | 北 条             | 24  | 湯 山   | 19  |
| 荏 原 | 20  | 素 鷲   | 29  | 堀 江             | 23  | 余 土   | 8   |
| 小 野 | 17  | 高 浜   | 16  | 正 岡             | 6   | 和 気   | 26  |
| 久 米 | 12  | 立 岩   | 12  | 味 酒             | 24  |       |     |
| 桑 原 | 22  | 道 後   | 3   |                 |     |       |     |

2025.4.1現在

## 地域の防犯

### 子どもたちを守ろう！

現代の社会環境はめまぐるしく移り変わってゆきます。そして、私たちの未来をになう子どもたちは地域の

宝です。その子どもたちを犯罪などから守るためには地域の協力が不可欠なのです。また、子どもたちのためだけにとどまらず、さまざまな犯罪に対して、防犯の有効な手だては地域ぐるみでの活動にほかなりません。松山市内でも、さまざまな地域防犯活動がなされています。これらの活動に積極的に参加して、もっと住み良いまちづくりをめざしましょう。

### このマークの意味を知っていますか？



子どもたちを守るために、地域でのさまざまな取り組みが行われています。



自分のできることから始める「防犯活動」や「犯罪に備える」といった、防犯に対する一人一人の心がけ（自主防犯）の大切さと呼びかけます。

【事業主体】  
松山市防犯協会  
松山市内各地区防犯協会



商店を中心に協力を依頼し、地域で子どもを見守る体制をめざしています。

【事業主体】  
松山市小中学校PTA連合会、各単位PTA



地域ボランティアによる「子ども見守り隊」が登下校や遊び場などを見回っています。

【事業主体】  
各小学校区子ども安全ネットワーク事業実行委員会



児童生徒が不審者から被害を受けそうになったとき、保護や連絡をしてくれる避難所です。

【事業主体】  
松山市教育委員会、松山市小中学校PTA連合会、松山市内各警察署、松山市内各地区防犯協会



タクシーや郵便局車両の協力で、24時間青少年の安全確保に対応します。

【事業主体】  
松山市小中学校PTA連合会、松山市教育委員会、愛媛県ハイヤー・タクシー協会松山支部、愛媛県警察本部、松山市内郵便局



手続き・受付時間、  
定休日など



料金・  
支給金など



利用時間



休館・休園

## 不審者情報について

愛媛県警察から寄せられる不審者情報を松山市ホームページ及び松山市公式LINEページにおいて公開しています。情報が入り次第、随時更新しています。

### 松山市不審者情報 ホームページ



### 松山市LINE 公式アカウント



※警察からの情報提供であるため、捜査状況等により掲載が遅れることがあります。

#### ●MACネットCSCシステムについて

不審者情報や気象・防災・地震情報等の安心安全情報をメールで受け取ることが出来ます。

#### 【登録方法】

- ①<https://mbyc.jp/mnc/sus/>のページを開く
- ②所定の項目を入力して登録をクリックする  
※ドメインmbyc.jpからのメールをうけとれるようにしてください。

#### 【事業主体】松山市青少年育成市民会議

電話 089-907-7826

メール info@mbyc.jp

WEB(PC) <https://mbyc.info>



## なりすまし詐欺にご注意!!

警察官や通信事業者などをかたったオレオレ詐欺(なりすまし詐欺)などの特殊詐欺の被害が多発しています。

固定電話に自動音声ガイダンスで「未納金があるので電話が使えなくなります。詳しくは1番を押してください。」

「警察です。あなたの保険証が詐欺グループに使われています。不法行為で犯罪になるので、名前・住所・生年月日を教えてください。」

このような電話は、すべて詐欺です。

警察や通信事業者が、電話で手続きの依頼や個人情報を知ろうとすることはありません。

不審な電話があれば、すぐに消費生活センターや警察に相談してください。

●消費生活センター 089-948-6382  
(平日 8時30分～16時)

●消費者ホットライン 188  
(平日 8時30分～17時)  
(土・日曜・祝日 10～16時)

●警察相談専用電話 #9110  
(平日 8時30分～17時15分)  
(上記以外は当直対応)



防災・安全



地域の  
防犯

## 松山市暴力団排除条例について

わたしたちが安全で安心な市民生活が送れるよう、暴力団の排除を推進する条例を制定しています。

### ■ 条例の主な内容

- 公共工事など市の事業では暴力団員を入札に参加させません。
- 市の施設などが暴力団の活動に利用されると認められる場合は使用を不許可、または取り消します。
- 公共工事に関する契約を暴力団員等または暴力団関係事業者と締結することを禁止します。
- 暴力団排除特別強化地域(道後地域・番町地域)を指定し、暴力団員に用心棒の対価として金品を渡すことを禁止します。

義務違反者に対しては、氏名等の公表を行う行政措置や1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰則が科せられます。

詳細は市ホームページをご覧ください。

人事課 本館 4F



TEL 089-948-6940 FAX 089-934-9205

URL <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/jinji/sonota/bouhajourei.html>

## 公共施設ガイド

※MAPは巻末の地図の座標記号と対応していますので、地図での所在地確認もできます。

## 防災センター

時 9時30分～16時30分

休 火・水・祝日・年末年始

### ■ 施設の概要

- 視聴覚体験コーナー
- 消火体験コーナー
- 避難体験コーナー
- 救命講習コーナー

応急手当などの方法を学べます。お問い合わせは消防局救急課 ☎089-926-9227または消防署まで。

### ●地震体験車試乗

運行状況により、試乗できない場合がありますので、予約時にご確認ください。



萱町六丁目30-5 MAP L-3



FAX 089-911-1881